

1. 医療費の負担を減らす

(1) 高額療養費制度

支払った医療費について、手続きをすることで限度額を超えた分が戻ってくる制度です。ただし、食事代や差額ベッド代など保険診療対象外のものは含まれません。年齢・所得によって限度額が異なります。



高額療養費の計算方法は以下の通りです。

- 暦月ごとの計算（1日～末日まで）
- 医療機関ごと、薬局ごと、別々に計算
- 同一の医療機関であっても歯科と他の診療科は別々に計算
- 同一の医療機関であっても入院と外来は別々に計算
- 同一の保険であっても個人ごとに計算

制度の申請、ご自身の限度額を確認したい場合は、下記の問い合わせ窓口におたずねください。

【申請窓口・お問い合わせ先】

- ① 国民健康保険・後期高齢者医療保険 → 居住地の市町村役場
- ② 協会けんぽ → 全国健康保険協会沖縄支部 [➡ P90](#)
- ③ 組合管掌健康保険・共済組合など → 各健康保険組合窓口担当 [➡ P90](#)
または勤務先

(2) 高額療養費限度額適用認定証（以下、限度額認定証）

限度額認定証を医療機関等に提示することで、病院や薬局での支払いが一定の金額（自己負担限度額）に抑えられる制度です。



覚えておくといふこと

- ① 限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ② 病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合、いったん医療費は自己負担となり、後日払い戻しとなります。
- ③ 発行まで1週間程度かかります。時間に余裕をもって申請しましょう。

加入している各医療保険の窓口 [➡ P90](#)

■ 申請手続きについて

70歳未満の方や、70歳以上で非課税世帯の方については、加入する医療保険の窓口で事前に交付申請の手続きをする必要があります。それ以外の方は、特に申請手続きの必要はありません。

(3) 標準負担額減額認定証

市町村民税が非課税などによる低所得者の方のみが対象で、自己負担限度額と入院時の食事費用が抑えられる制度です。



覚えておくといふこと

- ① 限度額認定証と一緒に手続きをして、あわせて1枚の認定証を受け取りましょう。申請した月の初日から有効です。
- ② 申請を忘れたり、病院窓口への提示を忘れると、後日払い戻しがないので注意してください。

加入している各医療保険の窓口 [➡ P90](#)

■ 認定証について

オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、本人が同意し、健康保険証やマイナンバーカードで区分の確認ができれば、認定証の提示が不要になります。認定証の提示が必要なか、まずは受診中の医療機関等へおたずねください。



コチラもCheck! 『がんになったら手にとるガイド』

- ➡ 「治療にかかる費用について」
- ➡ 「公的助成・支援の仕組みを活用する」

(4) 高額療養費貸付制度

高額療養費が支給されるまでの間、自己負担分の立て替えが難しいときに、高額療養費支給見込み額の8割相当額を無利子にて貸し付けを行う制度です。医療費を支払う前に手続きが必要です。

限度額認定証の手続きを忘れたり、複数の医療機関で高額な医療費の支払いがあるときなどにも利用できる制度です。ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合もあります。

加入している各医療保険の窓口 [P90](#)

(5) 高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

- ①世帯内の同一の医療保険の加入者が対象です。
- ②費用は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で計算されます。

加入している各医療保険の窓口 [P90](#)

(6) 確定申告による医療費等の控除

1年間に自己または自己と生計をひとつにする親族に、一定額以上の医療費および介護費用などの自己負担があった場合は、所得税を軽減できます。



覚えておくといこと

- ①該当しそうな領収書やレシートは捨てずに必ず保管しましょう。
- ②高額療養費制度では対象とならない医療費も該当します。
- ③会社などの年末調整とは別に、自分で税務署か市町村役場にて確定申告をする必要があります。

居住地の市町村役場か、居住地を管轄する税務署 [P91](#)

[申告時期](#) 所得税の確定申告期間(毎年2月16日～3月15日)に行う

(7) その他の制度

■ 四肢のリンパ浮腫治療のための 弾性着衣等にかかる療養費の支給

リンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、または原発性の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブおよび弾性包帯が支給対象になります。

□ 支給対象となる疾病

そけいぶ鼠径部、えきかぶ骨盤部、もしくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、または原発性の四肢リンパ浮腫、慢性静脈不全による難治性潰瘍

□ 支給回数

1度に購入する弾性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度とします。

※弾性包帯の場合は、2巻を限度とします。

※弾性着衣の着圧は経年劣化することから、前回の購入後6ヵ月経過後において再度購入した場合は療養費として支給されます。

□ 支給額

上限額	弾性ストッキング	28,000円 (片足用の場合25,000円)
	弾性スリーブ	16,000円
	弾性グローブ	15,000円
	弾性包帯 (医師の判断により弾性着衣を使用できないと認められる場合に限り支給対象となる)	上肢7,000円 下肢14,000円

□ 申請に必要な書類

- ・療養費支給申請書
- ・弾性着衣等装着指示書
- ・弾性着衣等を購入した際の領収書(原本)
または費用の内訳がわかる書類

 [問い合わせ先](#) 加入している各医療保険の窓口  P90

■ 公益財団法人 HLA研究所「淳彦基金」

造血幹細胞移植が必要な患者さんで経済的に困難な事情のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。申し込みは担当医から行う必要があります。

基金についてのお問い合わせ・申し込みは「淳彦基金を育てる会」事務局へ。

【問い合わせ先】

「淳彦基金を育てる会」事務局  **042-522-3015**
〒190-0022 東京都立川市錦町1-20-15
FAX: 042-524-3311



かい とうかみーか
月ぬ美しや十日三日
みやらびかい とうなな
美童美しや十七つ
ホーイ チョーガー
(月ぬ美しや)